

(12) 危機管理システム

【これまでの取組について】

大規模地震や風水害等の自然災害に対する危機管理については、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定するなど積極的に取組んできました。

また、自然災害以外の事件や事故が発生した場合の危機管理についても、社会的影響の大きい事件、事故に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制等の整備を図ってきました。

危機管理体制の整備などの取組実績

(危機管理体制の整備)

緊急テロ対策本部の設置（13年11月）

米国同時多発テロの発生（13年9月）を契機に体制整備

防災・危機管理対策推進本部を設置（14年4月）

自然災害だけでなく社会的影響の大きい事件、事故にも迅速・的確に対応

危機管理室の設置（15年5月）

危機事象が発生した場合に、所管部局への適切な助言や支援を行う等、迅速かつ円滑な初動体制等を確立

危機管理情報担当（危機管理室兼務・併任）を各部局に配置（15年5月）

危機事象に関する情報の迅速な伝達と早期の情報共有

(府県間の連携)

近畿ブロック危機管理等連絡会議の設置（16年6月）

近畿2府4県における広域的な連絡組織を設置し、緊急時の連絡体制【危機管理ホットライン】を確立

(危機管理対応指針等の策定)

危機管理対策の基本的枠組である「危機管理対応指針」を策定（15年1月）

「NBCテロの連携指針」の策定（15年1月） など

(注) NBCテロ：核・生物・化学によるテロ。

さらなる改革のために

府民の安全・安心を確保するための危機管理システムを構築します。

SARSや鳥インフルエンザなどの危機事象に際し、的確な情報収集とこれに基づく初動対応のあり方、府民への情報提供・公表、国や関係自治体との連携等について課題を残しました。

このため、危機に際し、迅速かつ的確に対応し、府民への被害を最小限に食い止めることのできる全庁的な危機管理体制の強化、関係機関との連携強化を図る等により、府民の安全・安心を確保するための危機管理システムを構築していきます。

また、府政全般に危機管理の視点を導入し、府民に信頼される府政を推進します。

取組内容

●危機管理体制の充実・強化

迅速な初動の立ち上げを可能とする体制とそのための平素からの備えを充実・強化します。

具体的な取組項目

- ▶ 知事直結型の危機管理体制の検討 (H16 着手)
- ▶ すべての組織への危機管理責任者(仮称)の設置検討等 (H16 着手)
- ▶ 広域的な危機管理に向けた連携体制の強化 (H16 着手)
- ▶ 夜間・休日における危機管理体制の強化に向けた検討 (H16 着手)

●危機管理意識・危機対応能力の向上

異変や危機の芽を察知できる感性の醸成と危機への対応スキルの向上を図ります。

具体的な取組項目

- ▶ 危機管理人材の計画的な育成 (H16 実施)
- ▶ 実践的な訓練の実施と点検・評価 (H16 着手)
- ▶ 組織としての危機管理マネジメント能力の向上 (H16 着手)

●迅速な情報提供・公表システムの確立

危機事象に係る正確な情報を迅速かつ適時に提供することにより、府民の不安を取り除き安心の提供につなげます。

具体的な取組項目

- ▶ T活用による緊急情報の収集・提供システムの検討 (H16 着手)